

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

フランス人の夫のもとへ
子供を返したくありません。

夫の暴力がひどくて、今年初め、子供を連れてフランスから日本に逃げてきました。

私は大学卒業後フランスに留学して大学院を出、外資系企業で働いたり通訳・翻訳をしたりしています。25歳の時に5歳上のフランス人と結婚し、13歳の男児が一人います。

最初の頃はとても順調な結婚生活でしたが、夫が事業に失敗して借金を抱え、その後何をやつてもうまくいかなくなつてからとというもの、酒浸りになり、暴力を振るうし、止めに入る息子まで巻き添えを食らったりして、警察のお世話になったり、シェルターに逃げ込んだり

：両親が何かあったらどうするの、命が大事、すぐに戻つておいでと言うてくれるし、息子も一緒に日本に行くというので（日本語は教えていました）、取るものもとりあえず実家に逃げてきたというわけです。

おびえていたら、案の定先日、ハーグ条約に基づいて子供の返還命令が申し立てられてしました。私たち離婚していないし、たとえ離婚したとして、

：両親が何があつたらどうするの、命が大事、すぐに戻つておいでと言うてくれるし、息子も一緒に日本に行くというので（日本語は教えていました）、取るものもとりあえず実家に逃げたるというのです。

息子は絶対に帰りたくないと言います。友達と離れて寂しいハーグ条約に基づいて子供の返還命令が申し立てられてしまいました。私たち離婚していないし、たとえ離婚したとして、

国境を越えた子供の連れ去りに対処することを目的とした「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（いわゆるハーグ条約）は1980年にできたものですが、日本がその国内実施法を制定し、同条約が日本でも適用されるようになったのは2014年のことです。特殊な事件なので、大阪と東京の裁判所のみの扱いです。

ハーグ条約は、国際結婚に限らず、国境を越えて不法に連れ去られた子供（16歳未満）の居場所を特定した上、その国の方的な手続きを開始し、元いた国（「常居所地国」という）への返還命令を、簡易迅速に得られる仕組みを設けたものです。つまり、親権や監護権の帰属についての審理はしないし、申し立てから6週間以内に判断するし、返還が原則とされています。という次第で、ほとんどの申し立てが認められ、それでも子供を引き渡すとしない親の所で子供の引き渡しをどこまで強制執行できるかといった問題になることが多いのです。

ただ、例外がないわけではありません。返還拒否事由は認められていて（実施法28条1項）、これに該当することを証明できれば、返還を拒否してもらえます。ご相談者の場合に該当しそうなのは、「常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすこと、その他子を耐え難い状況に置くことなる重大な危険があること」（4号）や「子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること」（5号）です。条文上はフランスへ

の返還ですが、結局は母親が一緒に帰国することになるし、父親が監護できない状態であればそれも考慮されます（同条2項）。これまで警察沙汰になつた顛末書、ご相談者や子供さんが病院に行った診断書やけがの写真など、残していますよね？ 子供さんは13歳なので（母親に誘導されることなく）自分の意見も述べられるはずです。

無事に返還が拒否されることを願います。ただ、これから離婚するにも、国が遠いし法律も違うし、大変でしょうが、状況を見ながらやっていかなければ仕方ないですね。

